

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を作成する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：育児や介護しやすい環境を図るため、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得促進や、育児・介護休業法等の制度利用促進の周知を図る。

<対策>

令和2年4月～ 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況の確認
育児・介護休業法等制度の再周知
令和3年4月～ 年次有給休暇・夏季休暇それぞれの年間5日間取得予定表の作成
育児・介護休業法等制度利用促進のため、対象職員への説明用チラシの作成
令和4年4月～ チラシによる育児・介護休暇取得職員への説明

目標2：現在の月曜日以外に定時退社の日を設置、周知する。

<対策>

令和2年4月～ 職員の超過勤務状況の把握
令和3年4月～ 定時退社日の設定。社内PR